

塗装に係る規制対象施設の排出基準値（修正案）

施設	基準値
塗装の用に供する乾燥又は焼付施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	600ppmC

（理由）

環境省による排出濃度実測調査等から、吸着、燃焼等の処理を行う前の排出ガス濃度の下位 10%値～上位 10%値は概ね 2～5,500ppmC、処理を行った後の排出ガス濃度の下位 10%値～上位 10%値は概ね 0～590ppmC である。

このことから、適用可能な技術を用いた場合の排出ガス濃度は 600ppmC 程度まで低減可能と考えられることから、排出基準値は 600ppmC とすることが適当である。

なお、木材の塗装の用に供する乾燥又は焼付施設については、排出ガス中に木材由来の天然 VOC が無視できない量含まれていることから、他の乾燥施設よりも木材由来の天然 VOC 分だけ高い排出基準値を採用することを検討する必要がある。

(参考資料)

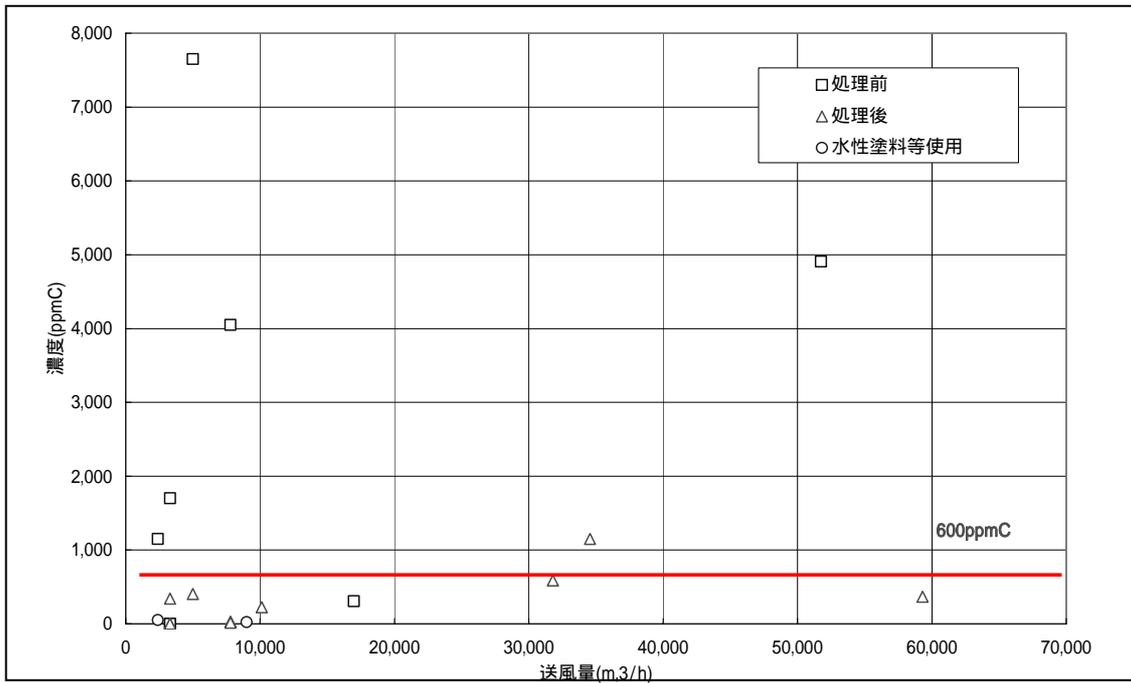


図 塗装の用に供する乾燥又は焼付施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）における裾切り指標と濃度の関係
(環境省実測調査、自治体提出資料、業界提出資料より作成)